

# 環境保全行動計画及び自動車使用管理計画の届出運用に関する要領

平成 22 年 2 月 16 日作成

環境管理担当部長決裁

(目的)

**第 1 条** この要領は、環境保全行動計画及び自動車使用管理計画の届出運用に関する要綱の第 1 1 条に基づき、この届出運用の適切な実施に必要な事項を定めるものとする。

(提出者の記載事項について)

**第 2 条** 規則で定める様式 1 及び 2 で記載を求める提出者の住所とは、法人にあっては主たる事業所の所在地を記載すること。

- 2 規則で定める様式 1 及び 2 で記載を求める法人が提出者である場合の代表者について、代表者に代えて代理人が提出を行うこともできることとする。ただしこの場合代理人は、事業所長や支配人など条例に係る諸手続きについて責任を持って行える者を、法人内部で適切な委任措置を行い委任すること。また、札幌市内に事業所が複数存在する場合には、この代理人の委任についてはあらかじめ札幌市と協議すること。代理人提出の場合には代表者名の下に「代理人(役職)氏名」を併記すること。なお、委任状の添付の必要はない。

(計画の策定・提出について)

**第 3 条** 計画は原則 3 年計画とし、7 月末日までの提出とするが、事業者からの請求で、その請求を札幌市が妥当と認めた場合、個々に取り決めができるものとする。

- 2 エネルギー起源以外の温室効果ガス排出量については、札幌市内の事業所の合計が、地球温暖化対策の推進に関する法律で規定する特定事業所排出者に該当しない場合は、記載を要しない。
- 3 要綱で定める環境マネジメントシステム認証を取得している事業者にあつては、その認証の範囲において、計画書における以下の項目についての記載を、認証取得の写しで代えることができる。

(1) 行動計画

(2) 環境保全に係る実施組織体制

(3) その他(環境保全の取り組み等)

4 自動車使用管理計画のみ策定する事業者にあつては、要綱で定める別紙 1 及び別紙 2 の事業所・工場等で使用する燃料等の記載を要しない。

5 自動車使用管理計画を策定する事業者については、要綱で定める別紙 1 の自動車使用状況欄に、以下に定める次世代自動車の使用台数を記載すること。

(1) CNG(天然ガス)自動車

(2) ハイブリッド自動車

(3) 電気自動車

(4) メタノール自動車

(5) クリーンディーゼル自動車

(6) 燃料電池自動車

6 別紙 3(設備概要報告シート)については、エネルギーの使用の合理化に関する法律で規定される、第一種及び二種管理指定工場に該当する事業所又は、床面積 2,000 平方メートル以上の事業所について、事業所ごとに作成し提出すること。

( 報告書作成・提出について )

**第4条** 報告書の提出は毎年報告年度の7月末日までに提出するが、事業者からの請求で、その請求を札幌市が妥当と認めた場合、個々に取り決めができるものとする。

2 エネルギー起源以外の温室効果ガス排出量については、札幌市内の事業所の合計が、地球温暖化対策の推進に関する法律で規定する特定事業所排出者に該当しない場合は、記載を要しない。

3 要綱で定める環境マネジメント認証を取得している事業者にあつては、その認証の範囲において、報告書における以下の項目についての記載を、認証取得の写しで代えることができる。ただし、計画提出時から認証取得の内容に変更がなければ、認証取得の写しの提出は不要である。

( 1 ) 行動計画の実施状況及び見直し内容

( 2 ) その他 ( 環境保全の取り組み等 )

4 自動車使用管理計画のみ策定する事業者にあつては、要綱で定める別紙1及び別紙2の事業所・工場等で使用する燃料等の記載を要しない。

5 自動車使用管理計画を策定する事業者については、要綱で定める別紙1の自動車使用状況欄に、次世代自動車の使用台数を記載すること。

6 要綱で定める別紙1で使用する単位発熱量、換算係数及び、別紙2で使用する二酸化炭素排出係数、地球温暖化係数は、一計画期間は同じ数値を用いることとし、報告を行う際は、この数値を用いて計算を行うこととする。

7 計画期間内に、その事業の規模が計画策定の義務要件以下となつても、計画期間の間は報告を要するものとする。

( 計画・報告の提出方法について )

**第5条** 要綱第7条で定める電子情報処理組織とは情報処理を行う目的で構成されたコンピュータシステムを指す。電磁的記録で提出する場合には、原則 Excel 版様式を使用し、事業者名を付けたフォルダに収め、電子メールを利用して提出するか、または、電磁的記録媒体 ( CD-R 等、ただしフラッシュメモリーは除く ) に収め、持参もしくは郵送にて提出すること。書面で提出する場合は、持参または郵送のみとし、ファクシミリによる提出は認めない。

**付則**

この要領は平成22年4月1日から施行する。